

2023年4月～9月の様子



長寿の森から歩いて5分程度の
神社で行われ、ご入居者さまも
多く参加されていました。長寿
の森としても焼きそば等を提供
する屋台で参加。地域の方々と
の交流を楽しみました♪

町民祭

お花見食事会

毎年屋外で行うイベントですが、この年はあ
いにくのお天気で食堂での開催でした。お
席に置いた桜と食事課による特別メニュー
でお花見気分です♪



日帰り行楽

羽村動物園へ日帰り行楽に行きました♪カ
メラが趣味のご入居者さまは写真に夢中☆
動物園は久しぶりという方が多く、楽しんで
いただきました。



長寿の森 広報誌

TIMES

ータイムスー

八王子同友会・長寿の森
東京都八王子市上川町1620 フリーダイヤル0120-889-802
受付時間 8:30～17:00

2024年
4月



長寿の森 敷地内「手毬桜」



同友会グループ
代表 高谷典秀



問い

主人の手が震えて歩行もおぼつかない



68歳の女性です。72歳になる主人の症状について教えてください。
少し前からの話ですが、主人の様子を何気なく見たとき、何もしていないのに手がガタガタと震えておりました。
気になり、それ以来は注意して見るようになったのですが、食事をしているときやテレビを見ているときなども手が震えているようです。
最近では、足もうまく動かないのか、歩こうとした時にもバランスが悪く、倒れそうになったりもします。
お酒は飲みませんので、酔っているわけではありません。年相応の症状なのか、それとも何か病気なののでしょうか。

答え



パーキンソン病などの症状の可能性。脳神経内科診察で鑑別を。

今回はご主人の気になる症状についてのご質問で、手が震えたり、少し動きがおぼつかないような症状があるようです。
手が震える症状を医学的には「振戦(しんせん)」と呼び、自分の意思とは関係なく震えが起きる状態を指しますが、振戦は様々な病態で起きることが知られています。
たとえばアルコール依存症の方はアルコールが切れると振戦の症状が現れますし、甲状腺機能亢進症などでも見られます。また年を取りますと、とくに病気とは関係なく、老化現象として振戦の症状が現れることもあります。なかには字を書こうとしたりするときに振るえが強くなる「書痙(しよけい)」という病気もあります。
それ以外で注意しなければいけないのはパーキンソン病と呼ばれる神経の病気です。高齢者に比較的多く、神経の疾患としてはアルツハイマー病に次いで頻度が高いことが知られています。脳細胞の中のドーパミンが不足することが発症の原因とされており、パーキンソン病の代表的な症状にこの振戦があげられます。そのほかにも筋肉が硬くなるような状態や、体が動かしにくくなるという症状が特徴的とされています。
今回ご質問いただいた方の場合でも、手の震え以外に、足が動かしにくく、歩行が少し困難な様子が伺えますので、年齢的にもこのパーキンソン病も疑わなければなりません。
震えのほかにも特徴的な症状として、仮面様顔貌といって顔の表情が無くなったりまばたきの回数が減ったりします。また姿勢が少し前かがみになり、歩行を始める際の最初の一步が出しにくい、すくみ足というのも有名な症状です。なかにはうつ症状や認知症も合併することもあります。
もしパーキンソン病の場合には、投薬による治療が基本となります。完治は難しいため、症状をいかに軽減させていくことが治療のポイントになります。
また、このようなパーキンソン病に認められるような症状は、他の疾患でも見られます。たとえば睡眠薬や抗うつ薬など、ある種の薬を継続的に内服している薬剤性のものや、脳梗塞でも同じような症状をきたす場合があります。
他の神経疾患でも類似の症状があるので、きちんとした鑑別診断が大切になりますし、薬剤性の場合には原因となる薬剤を減量、あるいは中止することで症状が改善するので、薬剤についての調査もしっかりと行う必要があります。
そのためには、一度脳神経内科を受診していただき、しっかりとした神経学的診察を受けることをおすすめします。

出典：日本老友新聞



同友会グループ
顧問弁護士
藤川明典先生



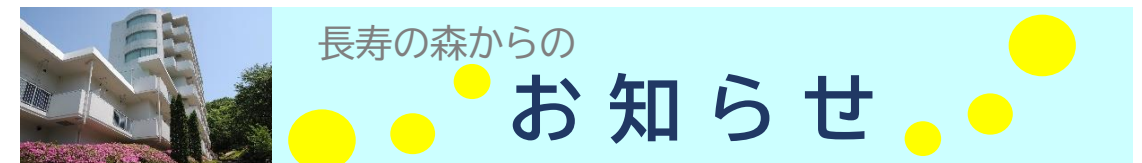
問い

私は20年以上主人と夫婦であったことから、自宅の持分1/2の贈与を受けました。ですが今般、遺産分割をするにあたり「自宅の1/2を受け取ったのは生前贈与にあたるから遺産とみなして計算すべきだ」と息子が言ってきましたが、それが正しいのでしょうか。

答え

例えば自宅の不動産は3,000万円、預金1,000万円とした場合、自宅はあなたの名義が1/2、ご主人の名義が1/2ですので、ご主人の遺産は1,500万円の自宅と、1,000万円の預金となり、合計2,500万円となります。
本来であれば、この2,500万円の内、1,250万円があなたの相続分となります。ところが、御子息は「生前贈与は特別受益となるので、これを遺産に含めて計算するように」と言っておられます。これによると、遺産は先程の2,500万円に私の生前贈与1,500万円を含めた合計4,000万円になり、あなたの相続分は1/2の2,000万円となります。
すでに1,500万円の自宅をもらっていますので、(2,000万円－1,500万円)差し引いた500万円しか今回相続出来なくなりました。
ところが、平成30年7月の改正により、生前贈与があった1,500万円は遺産に入れないでよいと推定されました。夫の気持ちとしても生前贈与した1,500万円は、遺産とは別のものであるとの考えがあったのではないかと思います。
従って原則として、生前贈与の1,500万円は遺産に入れないで計算して、あなたは1,250万円を相続します。
しかしこれは「推定」されただけですから、御子息は「父は遺産分割において生前贈与も含めて考える意思があった」ということを主張立証することになります。この主張立証が出来なければ、あなたは1,250万円を相続出来ませんが、御子息の主張立証が出来ると500万円しか相続出来ないことになります。

出典：日本老友新聞



入居者数

男性	女性	合計
22名	35名	57名

現在、長寿の森では専用介護居室(目安:要介護3以上の方)のキャンペーンを行っております。お元気な方ももちろん大歓迎です。随時見学を承っておりますので、見学経験がある方も是非ご来場ください。

要介護認定状況

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
30名	1名	3名	3名	3名	5名	9名	3名	57名

2024年3月25日現在